# は会保険労務士法人 ハーモニー

## /\-\=\NEWS vol.21

http://www.sr-harmony.jp/

#### ★訪問専門の診療所 解禁

厚生労働省は来年 4 月をめどに、「訪問診療」の専門 診療所を認める方針だ。外来患者に対する診療室や医 療機器がなくても開設を認める。

これは政府が自宅で治療する地域包括ケアを推進し ているためで、訪問診療に専念する医師を増やし退院し た患者の受け皿をつくる。

自宅での訪問診療に移れば医療費も減る可能性があ る。試算では訪問診療にかかる自己負担と保険給付を 合わせた医療費の総額は1人当たり月32万円で慢性期 患者の入院約53万円より4割安い。

訪問専門の診療所を開く場合、いくつかの条件を付け る方向だ。施設ごとに担当の地域を決め、住民から依頼 があれば訪問を義務づけ、重症の患者を避け軽症の患 者だけ診察することがないようにする。

訪問診療の患者の8割以上は「要介護」と認定され一 人で病院に行くことが難しいため自宅に来てくれると助 かりますね。この背景には入院ベッドの不足があり「団塊 の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 17 万床が不足 すると言われています。

### ★建設作業者の就労履歴

鹿島や大林組などのゼネコンと国土交通省は、全国の 建設現場で働く約340万人の作業者の就労履歴を一元 管理するシステムを構築する。

現場ごとに記録する情報を集約して「誰が」「いつどこ で」「どのような仕事をしたか」が簡単にわかるようにする。 人手不足が深刻になる中、技能や経験に基づいて待遇 を改善すると同時に最適な人材を見つけやすくする。国 交省と日本建設業連合会と中小建設会社の団体などで 7月中にも協議会を立ち上げ2017年度をめどに運用を 始めたい考え。

具体的には、作業者一人ひとりにIDを発行し、現場名 や担当した仕事、保有資格などのデータを集め全国どこ で働いても履歴が蓄積できるようにする。

このデータは転職や報酬の決定にも役に立ち、作業 者自身が経験や技能を示して待遇改善につなげることも 可能となる。

#### ★労働者へ金銭解決件を付与

政府は、裁判上解雇無効となった場合、金銭解決の選 択肢を労働者に付与する方針を打ち出した。 解雇無効 を勝ち取っても、現実には職場復帰は難しく実際は金銭 解決となる例が多いためだ。

諸外国から見て日本の雇用慣行が不透明とみられて いる問題を解消する目的もある。雇用終了に関する紛争 処理の時間的・金銭的な予見可能性を高めて、人材の 有効活用や個人の能力発揮につなげたい考え。透明か つ公正・客観的でグローバルにも通用し、労使が納得可 能な紛争解決制度を整備したいとしている。

では、実際に解雇の解決金はいくらなのでしょうか? 厚生労働省は1500件を対象に調査した結果を明らかに した。解雇紛争における解決金水準平均額は、

- ●労働局 279,681 円 ●労働審判 2,297,119 円
- ●裁判 4,507,660 円 と制度間で大きな金額差がある。

#### ★諸外国では?

不当解雇の金銭解決制度は、ドイツ、フランス、イタリア など多数の欧州諸国で運用されている。ドイツでは、社 会的に正当性のない不当解雇で労働関係の継続ができ ない場合、労働者または使用者の申立てにより補償金 の支払いを命じている(解消判決制度)。

例えば、ドイツの金額基準は50歳以上・勤続15年以 上は賃金 15 か月が上限、55 歳以上・勤続 20 年以上は 賃金 18 か月が上限。それ以外は賃金 12 か月分を上限 としている。フランスでは、原職復帰と解雇期間中逸失 利益支払いに応じない場合、損害賠償による救済が行 われる。イタリアでは解雇に値する重大な理由がない場 合などで補償金救済がある。

